

新型コロナウイルス関連情報

(日本の水際対策強化に関する新たな措置及び出国前検査証明の要件緩和)

令和3年3月10日

今般、日本政府は、海外における変異株による感染拡大を踏まえ、日本人を含む全ての入国者は、出国前72時間以内の検査証明書を提出しなければならず、提出できない方については、検疫法に基づき、日本への上陸が認められないことを決定しました。この措置は、2021年3月19日以降入国される方を対象に実施されますのでご留意ください。本件に関する厚生労働省からのご案内は、次のリンク先のとおりです。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

また、今般、上記出国前検査証明の要件が緩和され、厚生労働省が定める同証明フォーマットが改訂されましたので、今後は、以下のフォーマットをご使用ください。

(日・英) <https://www.mhlw.go.jp/content/000728923.docx>

(英) <https://www.mhlw.go.jp/content/000728924.docx>

【連絡先】

在ポルトガル日本国大使館 領事班

電話 : +351-21-311-0560

FAX : +351-21-353-7600

Email: consular@lb.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※当館に「在留届」を提出した方で帰国や転居済みの方は、以下のURLから帰国届又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>